名張市条件付き一般競争入札格付基準

この基準は、名張市の発注する条件付き一般競争入札において設定する業者の格付けに関し、必要な事項を定める。

１．対象

格付けは、名張市の入札参加資格者名簿に土木一式工事及び建築一式工事の業種を登録している市内業者を対象に行うものとする。

２．格付けの基準日及び有効期間

格付けの基準日は毎年６月１日とし、有効期間は、当該格付けの基準日から当該決定の日の属する年度の翌年度の５月末日までとする。

３．格付けの方法

「経営事項審査総合評定値」に「技術等評価点」と「地域・社会貢献評価点」を加算した総合点によるものとする。

４．格付けランクの区分

ランクの区分は次の表のとおりとする。

ランク	総合点
１	７５０点以上の者
２	６００点以上７５０点未満の者
３	６００点未満の者

５．技術等評価点と地域・社会貢献評価点の加算方法

技術等評価点の一部と地域・社会貢献評価点についての加算を希望する事業者は、市が定める期日までに「条件付き一般競争入札の格付け加点申請書（様式第１号）」を提出するものとする。

６．総合点の算出方法

（１）経営事項審査総合評定値は、経営規模等評価結果通知書の総合評定値（Ｐ）を用いるものとし、格付けの基準日が属する年度から２年前の１０月１日から前年の９月末日までの期間内の審査基準日の経営事項審査を対象とする。

（例）格付け基準日が令和７年６月１日の場合

審査基準日が令和５年１０月１日から令和６年９月末日までの経営事項審査が対象

（２）技術等評価点は、「工事成績＋ＩＳＯ等認証取得－資格停止」の計算式により算定するものとする。

①工事成績

格付けの基準日が属する年度の前２か年度間に検査を行った土木一式工事又は建築一式工

事の評定点の平均点を求め、次の表のとおり加算・減算するものとする。

工事成績の評定点の平均点（小数点以下は切り捨て）			加減する点数
A	他の模範となる優秀なもの	100 ～ 85 点	＋15
B	優秀なもの	84 ～ 80 点	＋10
C	標準的な中で優秀なもの	79 ～ 75 点	＋ 5
D	標準的なもの	74 ～ 65 点	± 0
E	今後改善すべき事項があるもの	64 ～ 60 点	－ 5
F	今後改善すべき事項が多いもの	59 ～ 55 点	－10
G	今後入札参加に影響を及ぼすおそれのあるもの	54 ～ 0 点	－15

（例）格付け基準日が令和７年６月１日の場合
令和５年４月１日から令和７年３月末日までの検査が対象

②ＩＳＯ等認証取得

ＩＳＯ等認証取得により加算は、事業者からの申請によるものとし、次の表のとおり加算・減算するものとする。

種類		点数
1	ＩＳＯ１４００１	３点
2	Ｍ－ＥＭＳ ステップ１	２点
3	Ｍ－ＥＭＳ ステップ２	５点
4	ＩＳＯ９００１	３点

※ ISO14001、M-EMS ステップ１及び M-EMS ステップ２の重複加算はしません。ISO14001 と M-EMS が重複する場合は ISO14001 の点数とします。

③資格停止

格付けの基準日の前日から過去２年間において、資格停止を受けた月数（１か月未満の期間は１月とする。）を１０倍した点数を減算します。

（例）格付け基準日が令和７年６月１日の場合
令和５年６月１日から令和７年５月末日までの期間中に資格停止を受けた月数が対象

（３）地域・社会貢献評価点は、次の表のとおり加算・減算するものとする。

内容		点数	
①	保護観察対象者等を３か月以上雇用した場合	６点	
②	障害者雇用事業所（障害者を１人以上雇用している事業所）	６点	
③	育児休業又は介護休業制度適用事業所（就業規則等で制度を導入している事業所）	４点	
④	ア．市と災害協定を締結している事業所	４点	上限 ４点※
	イ．防災協力事業所又は消防団協力事業所	２点	
⑤	市の雪氷対策協力事業所（市道の除雪）	４点	

①「保護観察対象者等を３か月以上雇用した場合」とは、保護観察所に協力事業主として登録しており、申請日の前日より２年以内で、３か月以上継続して雇用した期間がある場合とします。

②「障害者雇用事業所」とは、申請日現在、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所有者を１人以上雇用している事業所とします。

③「育児休業又は介護休業制度適用事業所」とは、申請日現在、育児休業又は介護休業制度を就業規則等で定めている事業所とします。

④「市と災害協定を締結している事業所」「防災協力事業所」「消防団協力事業所」とは、申請日現在、それぞれ市と協定等を結んでいる事業所とします。

※アについて該当するものが複数種類あっても４点を上限とします。
イについて防災協力事業所と消防団協力事業所の両方に該当しても２点を上限とします。
アとイの両方に該当しても４点を上限とします。

⑤「市の雪氷対策協力事業所（市道の除雪）」とは、令和６年度に雪氷対策協力事業所として登録のある事業所とします。実際の出動の有無は問いません。

７．結果通知

決定した格付けランクについては、名張市ホームページへの公表により通知するものとする。

８．格付け変更

上記の方法により決定した格付けランクについて、事業者が希望する場合は、１つ下のランクへ変更することができるものとし、申請方法等に関する必要な事項については別に定める方法によるものとする。

９．年度途中で格付け対象になった場合の取扱い

（１）名簿が有効となる日と同日で格付けを追加するものとする。

※名簿が有効になるタイミング
業種追加：共同受付の審査完了日の翌日
市外業者または準市内業者→市内業者（本店移転）：共同受付の審査完了日の翌日
名簿未登録→名簿登録：審査完了日が毎月２０日まで→翌月１日から

（２）加点は行わないものとする。

（３）経営事項審査はインターネットで公表されているものを使用するものとする。

附 則

この基準は、令和８年４月１日から施行する。